

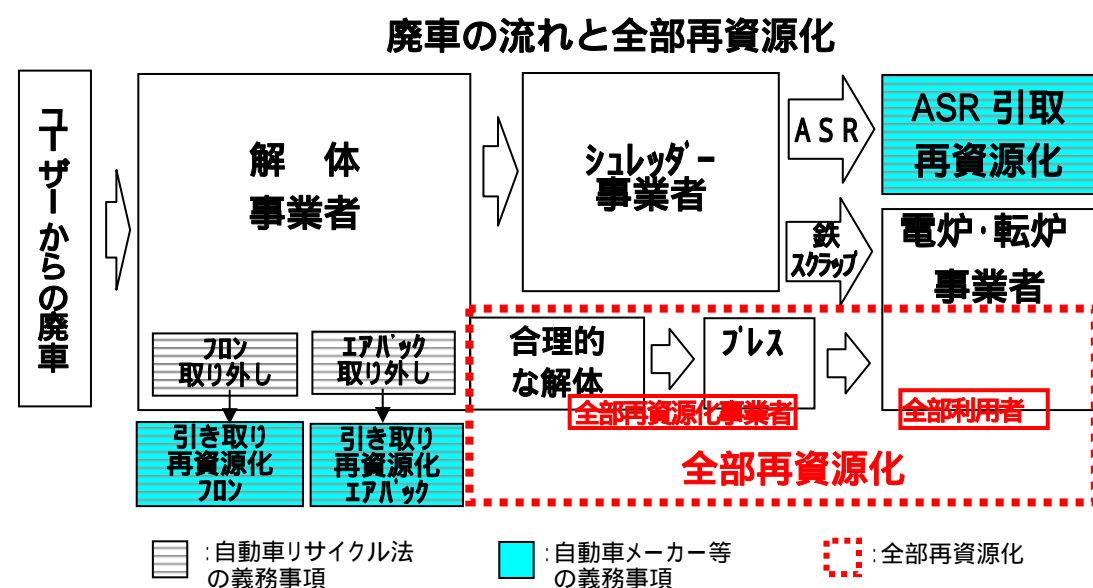
全部再資源化の仕組みの概要

1. 全部再資源化とは

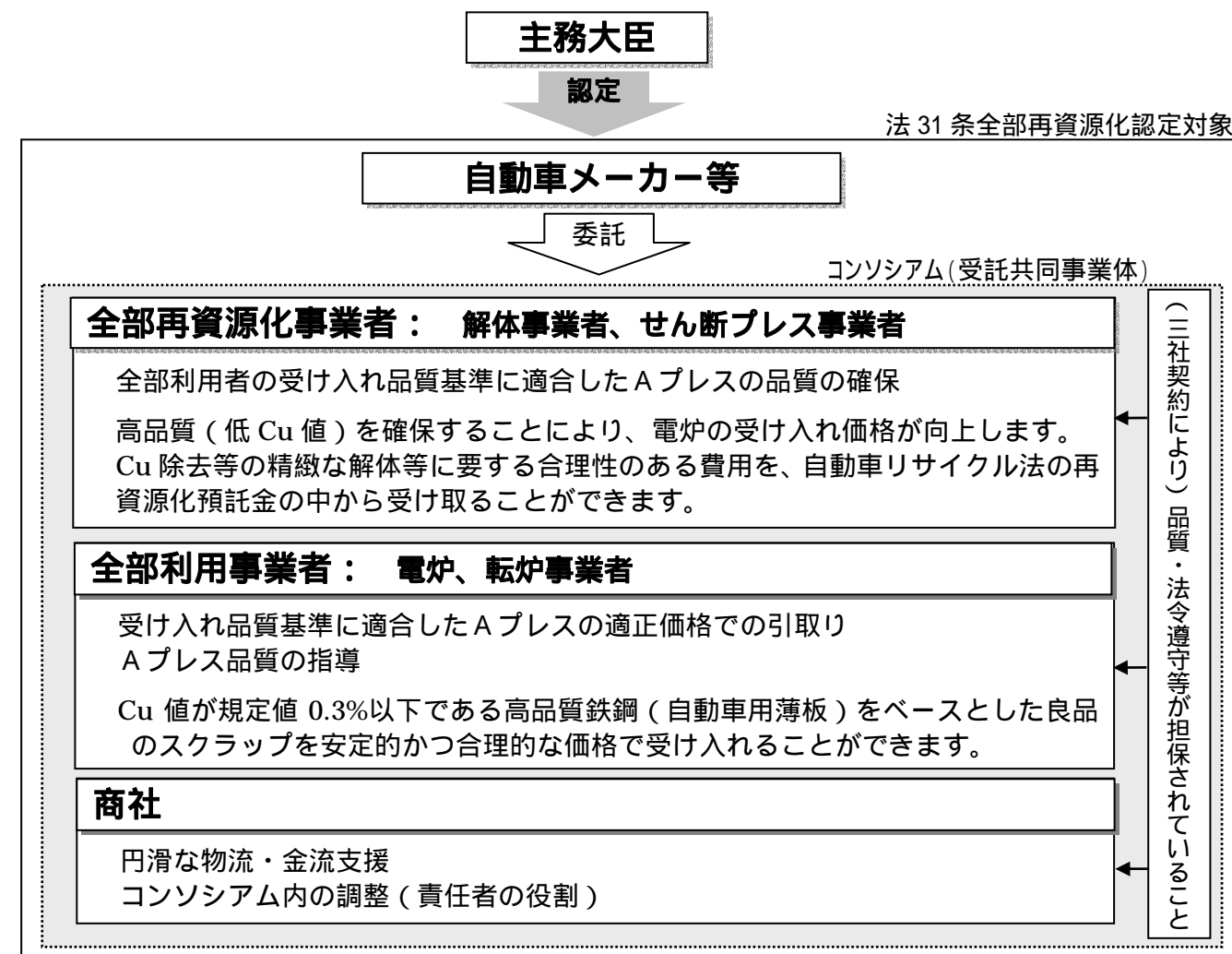
平成 17 年 1 月 1 日から自動車リサイクル法が本格施行されます。
 自動車リサイクル法では自動車メーカー等（輸入業者を含む）にエアバック、フロン、シュレッダーダスト（以下 ASR: Automobile Shredder residue）の引き取り・破壊・再資源化の義務を課しています。

全部再資源化とは、上記 3 物品のうちの ASR を生じさせない方法での再資源化であり、自動車メーカー等が全部再資源化事業者（解体事業者、プレス・せん断処理事業者）に委託し合理的な解体等を行うことにより、全部利用者（国内の電炉・転炉事業者等）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用できる状態にすることをいいます。この制度により、自動車メーカー等は預託金から全部再資源化事業者にその費用を支払うことができます。

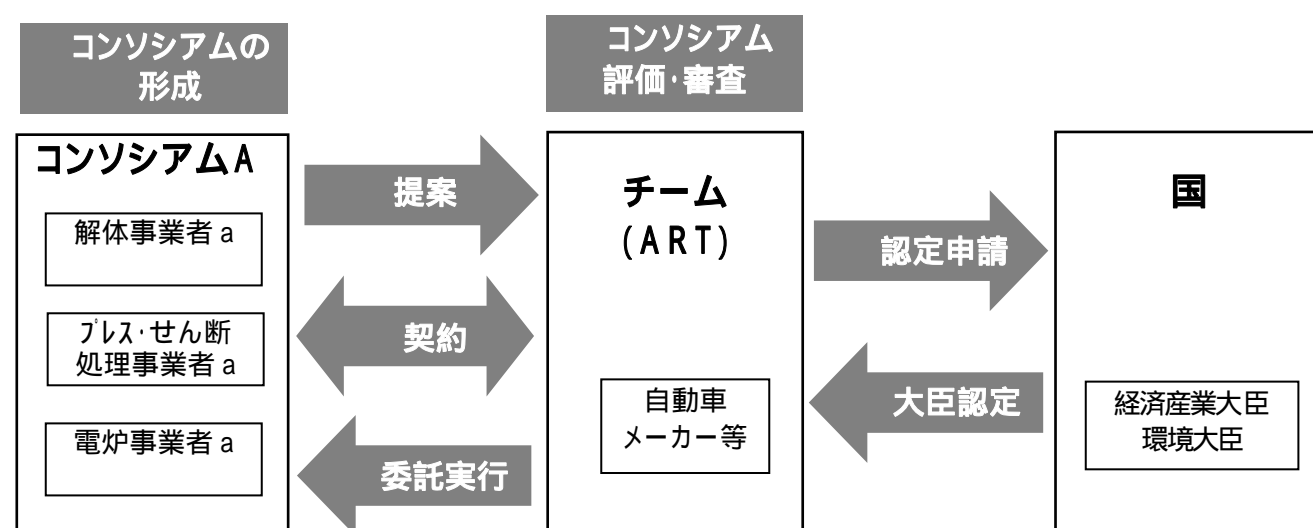
なお、自動車リサイクル法において、エアバック、フロン、ASR の引き取りが「自動車メーカー等の義務」であるのに対して、31 条全部再資源化は「自動車メーカー等が行うことができる」制度となっています。



2. 全部再資源化 構成者とその役割



3. 全部再資源化 認定の手順



コンソシアムの形成

全部再資源化事業者（解体事業者・プレスせん断事業者）、全部利用者（電炉・転炉事業者）及び必要であれば商社等が加わって、全部再資源化についての共同受託体制を形成していただきます。

提案

コンソシアムとしての取扱予定数量、内部監査体制、品質管理体制、遵法体制及び全部再資源化の作業手順等を整理のうえ、ART に提示していただきます。（これら事項についてのコンソシアム構成者間のコンソシアム基本契約書も必要となります。）

コンソシアムの評価・審査

ART は、遵法姿勢、取扱予定数量、事業の安定性、継続性等を総合的に評価し、また、必要資格、許認可、施設適合性等を審査いたします。

コンソシアムとの契約

ART 参画各メーカーは適切なるご提案を頂いたコンソシアムと委託契約を行います。

認定申請

ART は契約したコンソシアムについて経済産業大臣、環境大臣に対し認定申請を行います。

大臣認定

経済産業大臣、環境大臣が自動車リサイクル法 31 条に基づき、コンソシアムを認定します。

委託実行

ART は認定を受けたコンソシアムに対し、業務委託の実行を行います。